

大阪地方最低賃金審議会総会

第358回本審議会議事録

1 日 時

令和6年7月2日（火） 15時25分～16時15分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

岸本委員、衣笠委員、村上委員、森委員、北川委員

（労働者代表委員）

上山委員、澤谷委員、清水委員、鈴木委員、土井委員

（使用者代表委員）

北畠委員、柴田委員、土井委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

（事務局）

荒木労働局長、小川労働基準部長、柴田賃金課長、吉川主任賃金指導官、森内賃金指導官、本多賃金指導官、福井専門監督官、上地最低賃金係長

4 審議事項

- （1）基本問題協議会の審議結果報告等について
- （2）本年度の審議の進め方について
- （3）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）
- （4）特定最低賃金の改正決定等について（諮問）
- （5）その他

(開会 15時25分)

吉川主任

定刻よりも5分程早いですが、御出席予定委員の皆様がお揃いですので、ただ今から、大阪地方最低賃金審議会第358回総会を開催します。

なお、使用者を代表する丸山委員におかれましては、15分程度遅れて到着される連絡を承っております。

はじめに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員 5名
労働者を代表する委員 5名
丸山委員を含めて使用者を代表する委員 6名

の計16名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

なお、公益を代表する 表田委員
労働者代表する 狼谷委員

は本日、所用のため御欠席です。

それでは、まず、大阪労働局長の荒木より、皆様に御挨拶申し上げます。

荒木局長

大阪労働局長の荒木でございます。

皆様方におかれましては、日頃から大変お忙しい中、最低賃金の審議を始めとして労働行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金の審議につきましては、6月25日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定の日安諮問が行われたところであり、当局といたしましては、本日、この後、貴審議会への改正諮問を予定しております。

委員の皆様におかれましては、最低賃金の趣旨、物価上昇による経済・生活への影響が顕在化する中、大阪府の最低賃金を取り巻く状況などに御配意いただき、御審議いただきますようお願い申し上げます。また、特定最低賃金に関しましても、6月28日までに7件全ての業種で改正決定の申出がございました。

その改正決定等についての諮問も併せて予定しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

委員の皆様方には、本年度も貴審議会の自主性を十分に発揮いただき御審議いただきますことを切に希望いたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

吉川主任

それでは、審議に移らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、衣笠会長にお願い致します。

衣笠会長

皆様御多用の中、お集まりいただきありがとうございます。

早速ですが、審議を進めまいりたいと存じます。

お手元の会議次第に沿って進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議事（１）の「基本問題協議会の審議結果等について」に入ります。

事務局から御説明をお願いします。

柴田課長

賃金課長の柴田です。

基本問題協議会の審議結果について御報告させていただきます。

令和５年１２月１１日に大阪地方最低賃金審議会 基本問題協議会が開催され、その結果が資料１、令和６年７月２日付け「基本問題協議会の審議結果について（報告）」に取りまとめられましたことを御報告いたします。以上です。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問、御意見等はございますでしょうか。

（ 意 見 な し ）

衣笠会長

それでは基本問題協議会からの報告に基づき地域別最低賃金改正の審議を行うことといたします。

続きまして議事（２）の「本年度の審議の進め方について」に入ります。

本年６月２０日に運営小委員会を開催し、私が委員長となって本年度の審議の進め方等について、検討を行いました。

事務局から、検討結果の御説明をお願いします。

柴田課長

６月２０日に開催されました運営小委員会で、今年度の審議の進め方などについて確認された事項を９点御説明申し上げます。

１点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の審議方法についてです。昨年度同様、全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくこととなりま

した。

次に2点目です。特定最低賃金の基幹的労働者、適用除外業務の範囲の審議について、基幹労働者の範囲の見直しの有無にかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会で行うこととなりました。

次に3点目です。特定最賃の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合に、不一致で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、ひとつの総会にまとめ、かつ、金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会とも併せて、本年度第5回目の第362回総会で予定することとなりました。

次に4点目です。特定最賃の異議審の設定方法ですが、金額審議で全会一致に至った場合と、不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申出が出された場合、その異議審はまとめて、本年度第6回目の第363回総会で予定することとなりました。

次に5点目、総会における意見陳述の時間についてです。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取については、7月25日に開催される第359回総会で行うこと、意見陳述時間は総枠40分以内とすること、意見を陳述される方の人選は、労働者側は澤谷委員、使用者側は平岡委員にお願いするということになりました。

なお、意見陳述の人数については、現在調整中でございます。

次に6点目、実地視察についてです。

本年度は、大阪府最低賃金審議会委員を対象に、6月3日に自動車附属部品製造を営む事業場の実地視察を行いましたことを報告いたします。

次に7点目です。特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使から意見聴取する方法についてですが、従来どおり意見書で提出していただくこととしました。なお、意見書については特別小委員会で文書の一部追加の御提案がありましたので、現在、運営小委員の委員に持ち回りで御確認を頂いているところです。

8点目は、本年度の地域別最低賃金および特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項についてです。地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の審議については、毎年、総会での承認を得た「了解事項」に基づいて運営を行っています。本総会に報告する了解事項（案）は、資料4のとおり、昨年度の了解事項を本年度も踏襲することとなりました。

最後に9点目です。令和5年12月7日に開催されました令和5年度第8回地域別最低賃金専門部会にて、資料3のとおり運営規程が改正されました。規程改正に伴い、7月19日開催予定の第1回地域別最低賃金専門部会は公開の場で審議する予定です。

運営小委員会の報告等は以上でございます。御協議をお願いいたします。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から運営小委員会の審議結果等について9点説明がありましたが、何か

御質問等はありませんか。

柴田委員

質問ではなくお願いですが、柴田課長が御説明のあった内容について、口頭ではなく資料として御提供いただくことは可能でしょうか。

柴田課長

資料として後程御提供いたします。

衣笠会長

ほかに御質問、御意見はありませんか。

(意 見 な し)

衣笠会長

本年度におきましては、これら運営小委員会での審議報告のとおり、審議を進めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

御了承いただきましたので、そのように進めてまいります。

次に、議事(2)の「大阪府最低賃金の改正決定について(諮問)」に入ります。

この件について、事務局から御説明願います。

柴田課長

令和6年度の大阪府最低賃金の改正決定にかかる諮問に際しまして、その経過について、事務局から御説明申し上げます。

最低賃金については、最低賃金法第1条に規定されている「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、以て労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」との趣旨に基づき、毎年、大阪府下の全労働者に適用される大阪府最低賃金の改正を諮問し、真摯な御審議の結果、御答申をいただいているところです。令和6年度においても、最低賃金法の目的に沿い、改正を諮問させていただきます。

皆様方におかれましては、最低賃金の趣旨、現下の大阪府の最低賃金を取り巻く状況などに御配慮いただきまして、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行うことといたします。
会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する)

柴田課長

ありがとうございます。席へお戻り下さい。

森内指導官

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大阪府最低賃金審議会会長 衣笠葉子 殿

大阪労働局長 荒木祥一

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、大阪府最低賃金（昭和 56 年大阪労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいま、局長から諮問を受けました。それでは、今後の事務的な手続きについて事務局から御説明をお願いします。

吉川主任

それでは、説明させていただきます。

ただ今、局長から諮問申し上げましたので、本日付けで、専門部会委員の任命のための推薦を求める公示、関係労使の意見聴取の公示をいたします。

専門部会委員の任命のための推薦を求める公示の締切日は、7月10日水曜日とさせていただきます、大阪府最低賃金に係る関係労使の意見聴取の公示の締切日は、7月17日水曜日とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

その後、委員の任命の手続きを経まして、専門部会を開催していただくこととなります。

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問及び事務局からの説明に関しまして、御意見御質問があれば、

お願いいたします。何かございませんでしょうか。

(意 見 な し)

衣笠会長

次に、議事（3）の「特定最低賃金の改正決定等について（諮問）」に入ります。
事務局から御説明をお願いします。

吉川主任

お手元にお配りしております、13 ページの資料7を御覧ください。

当局で決定しております7件の特定最低賃金すべてについて、改正を行うよう関係労働組合から申出があり、申出要件を満たすものとして、7業種すべて6月28日付けでこれを受理いたしました。

従いまして、7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と、改正決定の必要性有りととの結論に達した特定最低賃金の改正決定について、併せて諮問することといたします。

柴田課長

それでは、会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する)

柴田課長

ありがとうございます。席へお戻り下さい。

森内指導官

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大阪地方最低賃金審議会会長 衣笠葉子 殿

大阪労働局長 荒木祥一

最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

「大阪府塗料製造業最低賃金」、「大阪府鉄鋼業最低賃金」、「大阪府非鉄金属・同合金

「延業、電線・ケーブル製造業最低賃金」、「大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」、「大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金」、「大阪府自動車小売業最低賃金」

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいま、大阪府塗料製造業最低賃金ほか6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と、必要性有りとの結論に達した最低賃金の改正決定につきまして、局長から諮問がございました。

なお、特定最低賃金の審議の流れに関しましては、特別小委員会での審議事項になります。が、本日、この総会の前に開催された第1回特別小委員会で御審議いただいておりますので、村上委員長から報告してください。

村上委員

本日、総会の前に開催しました第1回特別小委員会で審議した結果について報告させていただきます。

先程、運営小委員会の審議結果を御報告いただきましたが、このうち、特定最低賃金の審議に関する事項について、特別小委員会において、審議の進め方を改めて確認いたしましたので、ご報告致します。

1点、特定最低賃金の審議にかかる「改正の必要性にかかる意見書」に関しましては、先程事務局からも説明がありましたが、一部修正案が提出されましたので運営小委員会への委員へ御了解をいただく手続きを行っているところです。確認が終わり次第、各専門部会の労使を代表する各委員から提出していただくこととなりました。

事務局よろしいでしょうか。

森内指導官

運営小委員会の委員の皆様には御確認がいただけた際には、本審委員の皆様にも結果を御提供いたします。

衣笠会長

ありがとうございました。

村上委員長から報告していただきましたが、御質問、御意見はございませんか。

(意 見 な し)

衣笠会長

はい、ありがとうございます。

それでは、今年度、特定最低賃金の審議にかかる「改正の必要性にかかる意見書」にしましては、昨年同様、各専門部会の労使を代表する各委員から提出していただくことでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

はい、ありがとうございます。

御了承いただきましたので、そのように進めてまいります。

それでは、今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

吉川主任

今後の手続きにつきまして、説明いたします。

7業種全てで関係労使委員の入った専門部会を設置して改正決定の必要性の有無を審議していただくこととなりましたので、本日付けで、7件それぞれ専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締切日は、7月10日水曜日とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。その後、委員任命の手続きを経まして、専門部会を開催し審議していただくこととなります。

また、この専門部会は、改正決定の必要性有りの結論に達した特定最低賃金については、そのまま改正決定の金額審議の専門部会も兼ねることとなります。

以上でございます。

衣笠会長

ただいまの事務局からの説明に関しまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

(意 見 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

次に、議事(5)の「その他」に入ります。

事務局から何かありますか。

吉川主任

関係団体から要請等について説明いたします。

まず、33 ページ、資料 9-1 は、本年 4 月 26 日に全日本港湾労働組合関西地方本部から提出された「要請書」で、概要を申し上げますと、

1 番目に、自動車運転者に係る改正労働基準法及び改正改善基準告示に関して、労働時間短縮に向けた環境整備の促進を図り、早期に 1 年間の時間外労働時間数の上限を 720 時間以内とする規定が適用されよう、具体的な施策展開と強力な指導を行うこと。

2 番目に、改正改善基準告示及び長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させる等の荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請する取扱いについて周知を図ること。

3 番目に、健康上及び安全運行上の観点から、継続 11 時間の勤務インターバルを設けること。

4 番目に、高年齢労働者の企業横断的な雇用の受け皿の創設を検討するとともに、すべての交通の安全確保と運転手の生活安定の観点から、公的年金 65 歳満額支給の固定化を図ること。

などについて、要請する申し入れがなされたものです。

次に、37 ページ、資料 9-2 は、本年 6 月 14 日付けで 全大阪 労働組合 総連合（大阪労連）から、「最低賃金時間額 1,500 円以上への引き上げ及び、全国一律最低賃金の法制化と最低賃金審議会の公開性を求める要請書」の提出があったもので、概要を申し上げますと、

1 番目に、大阪府最低賃金を、時間額 1,500 円以上、日額 12,000 円以上、月額 24 万円以上に引き上げること。生計費原則に基づく最低賃金の決定をすること。

2 番目に、大阪地方最低賃金審議会委員の任命において、任命根拠等を明らかにすること。任期途中の欠員の場合、当初の立候補者から順次任命することし、退任した組織からの任命は行わないこと。

3 番目に、最低賃金審議会、同専門部会の傍聴を含め、資料、議事録を公開すること。実地調査の内容を明らかにし、結果の報告及びその資料など開示すること。希望者による意見陳述の機会等を継続・拡大すること。

4 番目に、最低賃金法の改正について、地域別ランク分けの廃止、全国・全産業一律の最低賃金制度の確立。日額・月額設定を復活させること。

5 番目に、中小企業・小規模事業者への支援について、最低賃金引き上げを保障する特別な財政措置を行うこと。大企業の下請けいじめをただし、コストが価格に適正に反映させる仕組みを整備すること。

6 番目に、最低賃金違反をなくすためにも監督官を増員し、監督行政の強化を図ること。などについて、要請する申し入れがなされたもので、加盟労組 613 筆の団体署名、および 8,227 筆の個人署名が提出されております。

39 ページ、資料 9-3 は、本年 6 月 20 日に近畿地方交通運輸産業労働組合協議会、近畿地方交通運輸産業労働組合協議会トラック部会、大阪交通運輸産業労働組合協議会トラッ

ク部会からなされた「2024 年度 交通運輸産業政策制度要求申し入れ」で、概要を申し上げますと、

1 番目に高齢者の就業促進を図ること

2 番目に自動車運転者に係る改正労働基準法及び改正改善基準告示への対応として具体的な施策展開と強力な指導を行うこと

3 番目に監督・監査業務の実効性の向上

4 番目に女性ドライバーの確保・育成に向けた「働き方改革推進支援助成金」の周知、制度の拡充などの取り組み

5 番目に一般貨物自動車運送業の特定最低賃金の特定最低賃金の設定に向けた、事業者団体との特定最低賃金に対する理解を深める場の設定などを求めています。

47 ページ、資料 9-4 は本年 6 月 28 日に日本労働組合総連合会大阪府連合会から提出された「大阪府最低賃金の引き上げを求める要請」で、その概要は、

1 番目として大阪府最低賃金を「2023 連合大阪リビングウェイジ 1,120 円(時間額)以上に改正すること。

2 番目として、中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実におこなわれるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と支援策の周知徹底について関係官庁と連携を図ること。

3 番目として特定最低賃金は、その意義を再度公労使で認識を深めた上で、労働協約ケースでの企業内最低賃金協定の水準や協定割合等を重視し、事業の公正競争の確保に資する審議を行うこと。

4 番目に特定最低賃金の新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件を向上させること。

5 番目に、大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者及び関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に有期・短時間・契約・派遣等で働く者の生活実態及び意見を尊重することなどについて、要請する申し入れがなされたもので、加盟労組 343 団体署名の要請書の提出と併せてなされております。

ただいま説明をさせていただきました要請文と署名原本を、公益委員のお席の後ろに置いておりまして、御披露させて頂いております。説明は、以上です。

衣笠会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はございますか。

柴田委員

説明ありがとうございます。参考までに教えてください。要請書を今説明いただきましたが、この全てが最低賃金審議会の審議に関する内容の理解でよろしいでしょうか。

そうならば、参考までにこの要請に対する大阪労働局の見解を教えてくださいらなと

思います。よろしくお願いします。

柴田課長

最低賃金に関するものでございます。要請に対する大阪労働局の見解ではありませんが、このような要請がありますので、最低賃金審議会の中で御議論いただければと考えております。

柴田委員

資料9-1の要請書の内容は、私の勉強不足なのかもしれませんが、これは最低賃金の審議に関する内容ですか。働き方改革とかも全部最低賃金審議会の中で調査審議することになればですね、すごく委員としても勉強しなければいけないし、日程的に今の審議日程で大丈夫なのかなと思いますけどどうでしょうか。

柴田課長

要請書の中身が全て最低賃金審議に関係するかという御質問でしょうか。

柴田委員

それぞれの項目で最低賃金に関わらない部分が入っているんじゃないかと思いました。

柴田課長

そうですね。

柴田委員

ここで要請書を説明される意味がよく分からなかったもので、それを確認させていただこうかと思ってお伺いしています。

柴田課長

全ての項目が最低賃金に係るものではないと思いますが、この要請書が出てきておりますので、資料としてお配りしています。まわりまわって間接的に関係している部分はあると思いますが、最低賃金と全て直接的に関係しているものはないと考えております。

柴田委員

審議をする時にどこらへんを考慮して審議したらいいのかな、まわりまわって関連するということであれば、全てを考慮して審議することになると思いますがどうですか。

柴田課長

最低賃金法に関係のないところまでは考慮する必要はない。

柴田委員

私もそれで良いと思いますが、関係ないところまで説明された気がするんですけど。

森内指導官

資料 33 ページの 1 番、改正労基法及び改正基準告示への対応についてのところで、3 行目、これまで、トラック・バス・タクシー労働者は低賃金・長時間労働という過酷な労働条件のもとと記載されていますので、最低賃金の引き上げがこういった声に対する面もあると考え、資料として引用しております。

柴田委員

他の項目はどうか、2 から 9 までありますが。

森内指導官

全てに関係しているところはございません。

衣笠会長

柴田委員の御指摘も十分理解できる場所ではあります。団体によっては、最低賃金に絞って審議会あてに書かれているものもあれば、資料 9-1 のように広く大阪の労働行政について視点を散りばめて、しかしそれも最低賃金に関連することであり、各団体公平に事務局から御説明いただいたと理解しておりますので、全てを直接審議会に取り扱えるわけではないですけれども、こういう要請があったということを意識に置きながら最低賃金の改正について取り組んでまいりたいと思います。皆様も御協力いただければ幸いです。

柴田委員

ありがとうございます。

もう一つ、諮問文に関して御質問を何点かささせていただきます。先ほど労働局長から諮問がありました、議事（3）の大阪府最低賃金の改正決定についてであります。諮問文には新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版及び経済財政運営の改革の基本方針 2024 に配意した調査審議をお願いすると記載がございます。この記載については以前の諮問文にも記載があったと思いますが、改めて 3 点お伺います。

1 つ目は、配意した調査審議をお願いする内容です。6 月 25 日に開催された中央最低賃金審議会で厚生労働大臣からの諮問文にも同じような内容の記載がございます。この記載がされたのはグランドデザインとか骨太の方針 2024 に最低賃金の引き上げに関する記述があるので、こういう諮問文に記載されたという認識でよいのか。

2つ目は、この調査審議をお願いするという記載がいつごろからあるのかなと個人的に思いまして令和元年度に遡って確認をしました。大阪労働局のホームページには諮問文の資料が出てなかったと思うので、中央最低賃金審議会の資料を確認したら、令和元年度から令和6年度までで、令和2年を除いて全て同様の記載があったと確認いたしました。大阪の資料は探せませんでした。中央と同様の記載になっている前提で話したいと思いますけれども、令和2年の骨太の方針にも最低賃金の記述はありました。それなのに、審議会の諮問文に配慮した調査審議をお願いすると記載が無い理由をお教えいただければと思います。

3点目は、説明はありませんでしたが、資料8-1と8-2に関係部分を抜粋されている資料ですので、これから調査審議にあたる委員として、資料8-1と8-2に記載されている全ての内容に配慮して審議に臨めという認識でよいのかお伺いしたいと思います。また、回答は、次回の総会の時にでもお示しいただければと思います。

それと最後に、諮問文ではないんですけど、あと1点確認をさせていただきたい。これは大阪地方最低賃金のことではないんですが、4月18日に全国中小企業団体中央会他の計4団体と連盟で政府に対して最低賃金に関する要望がなされています。そこには、中央、地方における最低賃金の審議に関して、中央だけではなく地方に対しても6項目の要望が出されております。この6項目に対して地方の最低賃金審議に関する政府の見解をお示しいただきたいと思います。今日でなく次回総会の時でかまいませんので、是非お願いしたいと思います。

衣笠会長

御質問ありがとうございます。事務局はまとめて整理した上で次回の総会で御回答いただけますでしょうか。

柴田課長

わかりました。

衣笠会長

よろしく申し上げます。

そのほかに、他の委員の方向かございませんでしょうか。

労働者委員いかがですか。

使用者委員もよろしいでしょうか。

ないようであれば、今後の日程について、事務局から御説明申し上げます。

吉川主任

次回、本年度第359回総会を、7月25日（木曜日）午後2時から予定しております。議事といたしましては、

- 1 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達
 - 2 関係労使の意見聴取（陳述）
 - 3 昨年度大阪最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組の報告
- 以上3点を予定しております。委員の皆様、よろしくお願いいたします

衣笠会長

ただいまの説明について、何か質問はございませんか。

柴田委員

お願いがあります。7月25日の総会の時に附帯事項への取組状況説明では、昨年度の答申文で大阪労働局に関するものと政府に関するもの2つあったと思いますので両方について御報告をお願いします。

衣笠会長

事務局は、御報告可能でしょうか。

柴田課長

わかりました。

衣笠会長

当面の審議の進め方は、以上のとおりですので、よろしくお願いいたします。

そのほか、何かございませんか。

公益を代表する委員から、何かございますか。

労働者を代表する委員から、何かございますか。

使用者を代表する委員から、何かございますか。

事務局からほかに何かございますか。

（ な し ）

衣笠会長

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

（閉会時間 16時15分）